

3-2-7 個人事業における必要経費

Q 個人事業における必要経費はどんな費用が該当しますか？

A 事業所得の必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の(1)から(3)に掲げるものとなります(法37①)

- (1) 総収入金額に係る売上原価
- (2) 総収入金額を得るために直接要した費用の額
- (3) その年中の販売費、一般管理費及び当該業務について生じた費用の額(償却費以外の費用については、12月31日現在で債務の確定しているものに限られます。)

(I)

解説

1. 必要経費とは

必要経費は、上記Aのとおりですが、判例では、「ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であることを要すると解される」とされています。

なお、必要経費の額は、現実に支払った金額ではなく、商品の引き渡しやサービスの提供を受け終わったことにより、「その年において支払うべき債務の確定した金額」(注)となります(債務確定主義)。

(注)支払うべき債務の確定した金額とは、下記の要件を満たした、現実に支払った費用(前払費用は除かれます。)の金額と未払の費用金額となります。

- (1)債務が成立していること
- (2)事実が発生していること
- (3)金額が確定していること

2. 必要経費とされない支出

次に掲げる家事費や家事関連費等は所得の処分と考えられ、必要経費として控除することはできません(法45①)。

ただし、家事関連費であっても、業務の遂行上必要であることが明らかな部分は、必要経費として控除されます。

- (1) 家事費(自己又は家族の生活費や交際費、医療費、住宅費等)
- (2) 家事関連費(店舗兼住宅に係る地代、家賃、火災保険料、水道光熱費)
- (3) 租税公課(個人を対象として課税される所得税、住民税)

- (4) 罰金及び科料並びに過料
- (5) 損害賠償金（生活上の損害賠償金、業務上の故意又は重大な過失による損害賠償金）

3. 太陽光発電事業における必要経費

事業所得を生ずべき業務の遂行上、すなわち、売電収入（総収入金額）を得るために必要である支出（将来の支出を含む。）を必要経費とすることができます。万が一調査等があった際に、しっかり説明できる内容であれば、様々な支出を必要経費算入することができます。太陽光事業では、次のような内容が考えられます。

なお、車両関連の費用、電気料金、携帯電話料金などは、1つの支出において、家事のための部分と事業のための部分が、混在しているのが通常です。所得税の法令や基本通達では、青色申告等を前提として、「業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額に相当する経費」を必要経費に算入できるとされています。

何らかのメーターでも設置しなければ、明らかにできないのですが、時間や走行距離による家事・事業の利用割合を算出し、事業のための部分を必要経費に算入するのが、通常の実務です。

<必要経費の例示>

償却資産税、土地固定資産税（土地が所有の場合）、支払地代（土地が賃貸の場合）、支払うパワコン電力料、保険料、メンテナンス料、移動の交通費、支払利息、税理士への報酬

なお、電話料金（固定、携帯）、インターネット料金、経理・申告のためのパソコン関連費、パソコンに使う程度の電気料金などは、事業に要した部分を明らかにし、その部分を必要経費に算入できます。

【参考】 必要経費にならないものの例

(1) 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う地代家賃などは必要経費になりません。

逆に、受取った人も所得としては考えません。

これは、土地や家屋に限らずその他の資産を借りた場合も同様です。ただし、例えば子が生計を一にする父から業務のために借りた土地・建物に課される固定資産税等の費用は、子が営む業務の必要経費になります。

(2) 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給与賃金(青色事業専従者給与は除きます。)は必要経費になりません。

(注) 青色申告者でない人についての事業専従者控除の金額が、必要経費とみなされます。

<参考条文>

所得税法

(家事関連費等の必要経費不算入等)

第四十五条 居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

- 一 家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの
- 二 <以下省略>
- 2 <以下省略>

所得税法施行令

(家事関連費)

第九十六条 法第四十五条第一項第一号(必要経費とされない家事関連費)に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

- 一 家事上の経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費
- 二 前号に掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額に相当する経費

所得税基本通達

45-1 令第96条第1号《家事関連費》に規定する「主たる部分」又は同条第2号に規定する「業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分」は、業務の内容、経費の内容、家族及び使用人の構成、店舗併用の家屋その他の資産の利用状況等を総合勘案して判定する。

(業務の遂行上必要な部分)

45-2 令第96条第1号に規定する「主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要」であるかどうかは、その支出する金額のうち当該業務の遂行上必要な部分が50%を超えるかどうかにより判定するものとする。ただし、当該必要な部分の金額が50%以下であっても、その必要である部分を明らかに区分することができる場合には、当該必要である部分に相当する金額を必要経費に算入して差し支えない。